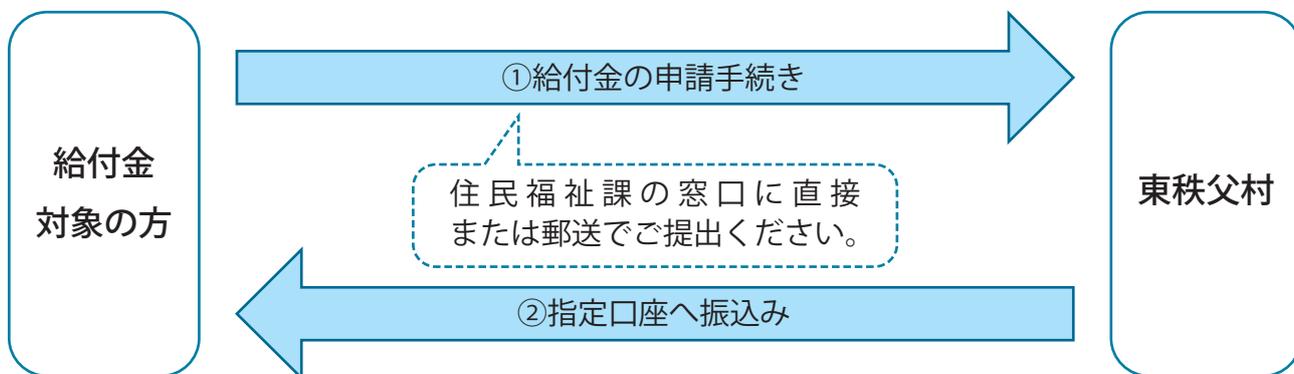


Ⅱ．Ⅰ以外の方（例：高校生のみ養育している方、収入が急変した方）

- ▶ 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- ▶ 申請書に振込先口座などを記入して、必要書類とともに住民福祉課の**窓口**に**直接**、または**郵送**でご提出ください。
- ▶ 給付金の支給要件に該当する方に対して、申請内容を確認して指定口座に振り込みます。



「子育て世帯生活支援特別給付金」の “振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。

ご自宅や職場などに都道府県・市区町村や厚生労働省（の職員）などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署、または警察相談専用電話（#9110）にご連絡ください。

住基ネット関連 サービス停止のお知らせ

7月13日（火）に機器更改が行われるため、住民基本台帳ネットワークの稼働が停止となり下記の事務が利用できなくなります。

- マイナンバーカードの発行、破棄、継続利用等の事務
- マイナンバーカード、住民基本台帳カードを用いた特例転入および特例転出
- 住民票の写しの広域交付
- 電子証明書の発行等の事務

ご迷惑をおかけいたしますが、ご理解ご協力をお願いいたします。

【問合せ】

住民福祉課 ☎82-1226

「ねたきり老人等手当」制度のお知らせ

皆様の身近に、ご自宅で生活されている高齢者で、身体上または精神上的の障害のために常時ねたきり、もしくは重度の認知症であるため、ご家族の介護なしに日常生活を送ることが著しく困難な方はいらっしゃいませんか。

東秩父村には、ねたきりになってしまった方やその介護者を対象とした「ねたきり老人等手当」制度があります。この制度では、介護される方に対し月額5,000円（介護者に対しては2,000円）の補助金を年4回に分けて支給しています。

少しでもご家庭の負担を軽減するために、制度を広く知っていただき、該当すると思われる方がいらっしゃいましたら住民福祉課もしくは地区の民生委員さんにご相談ください。

【適用条件】 ① 村に住所を有する65歳以上の高齢者で、常時ねたきりもしくはこれに準ずる状態にあるか、または重度の認知症等の状態にあること。

② ①の状態になって6ヵ月以上継続的に経過していること。

③ 老人ホーム等の施設に入所せず、家庭で生活していること。

※場合によっては条件を満たしてなくても該当する場合がありますので、詳しくはお問合せください。

【問合せ】 住民福祉課 ☎82-1226